

小山町誓いの丘公園の管理に関する条例（案）について

1 政策の主旨

- ・小山町誓いの丘公園の管理について必要な事項を制定するものです。

2 公表するもの

- ・以下の条例案の内容を公表し、パブリックコメントを求めるものです。

①誓いの丘公園のトイレ棟の男子トイレ、女子トイレ又は多目的トイレが特殊なトイレであり、その維持管理に多額の費用を要するため、各トイレ1回の利用につき100円の使用料を利用者が負担する規定を定めます。

②都市公園条例による利用の許可に基づく誓いの丘公園の使用料を次のとおり定めます。

(1) 公園の利用の許可による使用料

行為の種類		単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為		1日以内	1,000円
業としての写真撮影その他これに類する行為		撮影機（写真機） 1台1日につき	1,000円
業としての映画撮影その他これに類する行為		1件1日につき	3,000円
興行、出店その他これらに類する営業行為		1平方メートル 1日につき	50円
競技会、展示会、博覧会、集会 その他これらに類する催しの ために、公園の全部又は一部を 独占して利用すること	面積に よるもの	1平方メートル 1日につき	11円
	面積に より難いもの	1回1日以内	1,000円
その他の行為		町長がその都度定める。	

③指定管理者による管理運営に係る規定を定めます。

④開園時間を「午前8時から午後8時まで」とする規定を定めます。